

# 婚外子相続差別、とうとう憲法違反の決定！

田中 須美子

## <歴史的瞬間を共にして>

9月4日、違憲決定の歴史的瞬間に立ち会い共に喜び会いたいと、50人余の人たちが最高裁前に集まりました。

「違憲決定だったらそれとわかるような顔をして戻ってきますよ」と言って、和歌山相続裁判弁護団が2時45分に最高裁に入っていました。3時5分に「決定書」を持って戻ってきた岡本主任弁護人の顔が緊張していたので、もしやと不安がよぎりましたが、そのあと若手弁護士が開いた垂れ幕が「憲法違反」だったので、その場は大歓声に変わり、やった〜！と喜ぶ者、涙ぐむもの、皆喜びに感激に顔が輝いていました。4時からの記者会見に向けて移動する前に、岡本弁護士から違憲決定についての簡単な報告と感想などを、話していただきましたが、「違憲決定は全員一致でした」との報告に、オーと歓声がわき、一同感激が更に高まりました。

裁判官14人全員一致による違憲決定は、明治民法以来の婚外子への相続差別を否定した世紀の決定にふさわしいものでした。それと同時にこの決定に反対するであろう人たちへの大きな重しになるものと思います。二重に嬉しい最高裁違憲決定でした。

## <個人の尊厳と法の下での平等違反>

2010年に相続裁判が大法廷に回付されたその翌年、更に再度大法廷回付となった今年、婚外子差別撤廃の声を広げたい何かできることをと、毎月一度最高裁前でビラまきをし、横断幕と幟旗を掲げながらマイクで次のように訴えました。

「憲法で規定する個人の尊厳や法の下での平等は、何物にも代えがたい憲法を貫く崇高な価値です。最高裁はこの憲法が規定している個人の尊厳に立脚して、今度こそ婚外子相続差別規定は違憲法違反と判断しなければならないと思います」。(こう訴えながら、ふと、憲法が改悪されたら、個人の尊厳に立脚してとか個人の尊重などと言えなくなるのだ、憲法改悪は阻止しなければと思っていました。)

法律婚主義を採用しているから相続差別は合理性があるとした18年前の合憲決定を見直し、決定は法律婚主義と子どもの人権の尊重とは別であるとししました。そして個人の尊厳と法の下での平等に照らし、「子を個人として尊重しその権利を保障しなければならないとの考えが確立されてきている」と、違憲とししました。個人の尊重を至上の価値とする憲法の権

利を最高裁決定は婚外子にやっと認めたのです。

## < 相続差別規定は諸悪の根源 >

この規定があることによって、どれほど婚外子がそして婚外子の母が差別され、侮蔑され嘲笑の的にされ、苦しみ続けてきたことでしょうか。和歌山相続裁判の婚内子側の当事者は、「この規定を支えに生きてきた」と述べていましたが、この相続差別規定があることによって、人の心にある差別心を引き出し、差別しても当然と差別を鼓舞し、差別を助長する根拠となってきました。

そしてこの相続差別規定は、出生届や住民票続柄差別記載、そして戸籍続柄差別記載などの差別的法制度の根拠となってきました。

25年前に住民票や戸籍の婚外子続柄差別記載の撤廃を求めて裁判に訴えた時に、行政や国は、相続差別規定があるから、戸籍で区別して記載するのは当然であり、戸籍の記載に基づき住民票も区別しているにすぎない、そう繰り返して強調しました。2004年11月の出生届からは続柄差別記載は一見するとなくなりました。しかし、それ以前に戸籍で差別記載されている婚外子については差別記載されたままです。申し出れば訂正されるのだという運用方法は、絵にかいたもちであり差別の撤廃には全くなっていません。婚外子への差別意識がある中で、「私は婚外子です、続き柄を訂正してください」等と名のって出られるのでしょうか。

## < 早急な相続差別規定の廃止と、それを根拠にしてきた法制度の廃止を >

以上述べたように、相続差別規定の廃止と共に、これを根拠にしてきた婚外子差別法制度の廃止も同時に行われなければなりません。それは出生届の差別記載の廃止であり、戸籍の続柄差別記載の廃止（続柄の廃止）であり、「嫡出・嫡出でない子」の用語の廃止です。更には、嫡出概念の廃止や親の法律婚の有無と子どもの法律上の位置を切り離すことが問われています。

## < 女性の多様な生き方の実現への大きな一歩 >

結婚によって自分の氏を捨て、嫁役割や妻役割を強いられていくことへの疑問から婚姻届を出さずに生きること、それは自分にとって譲れない一線であると共同生活開始の時から思ってきました。ところが妊娠の兆候もない段階で、周りから子どもが可哀そうだ、母親じゃないと非難され、婚姻届を出すよう勧められました。この“可哀そう”攻撃は私を、そして非婚で生きようとする女性たちを追い詰めていくものです。その結果女性たちの多くが婚姻

届を出さざるをえなくなり、中絶に追いやられてきました。

私は譲れない自分の思いを大切に、その結果子どもが受ける差別に対してはしっかり闘おうと、住民票や戸籍の続柄差別記載撤廃を求めて裁判に訴えました。裁判に勝つためにと、自由権規約委員会や子どもの権利委員会に交流会の仲間と訴えたロビー活動によってその度に勧告が出され、裁判に活かしていきました。これらの闘いの結果が、今回の違憲決定を導き出す要因にあげられたことはとても嬉しいです。

決定によって、婚外子を差別する法制度廃止の大きな扉が開かれました。このことは同時に非婚で子どもを産んでいく女性たちに、子どもを人質にされ自らの生き方に苦しむ必要がもうないこと、生き方は女性自身が決めることができるその出発点に立ったのだと強く思いました。さー、婚外子差別法制度の廃止へ！

(\*「Voice」2013年9-10月号より転載)

